

博士論文(要約)

**WTO 法における国内規制権限の範囲**

—貿易の自由化の目的と加盟国の規制権との間における

均衡点に焦点を当てて—

邵 洪 範

## 論文の要約

論文題目 WTO 法における国内規制権限の範囲

—貿易の自由化の目的と加盟国の規制権との間における均衡点に焦点を当てて—

氏 名 邵洪範

ガット及び WTO 体制は、貿易の自由化を主な目的とし、WTO 協定及びその付属書は貿易の自由化を促進するための様々な義務を定めている。他方で、加盟国は国内における非貿易的関心事項に効果的に対処すべく、国内規制を採用する場合がある。加盟国は、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公德の保護、詐欺的な慣行の防止、消費者の保護、環境保護、安全保障など、国内における特定の非貿易的関心事項のニーズに対応するために、主権の一環として、様々な形の国内規制を実施する。ただし、国内規制が特定の輸入産品を規制する形で実施されたり、輸入産品の特性に厳しい条件を付ける形で実施されたりするなど、国際貿易に影響を及ぼすような形で行われる場合も少なくない。他方、国内規制が正当な規制目的を追求するという名の下で、実際には保護主義の手段として講じられる場合も少なくない。国内規制が真に加盟国における社会的な懸念に対処するために採用されたとしても、国際貿易に対する悪影響を不可避免的に伴う場合もある。このような国内規制は貿易の自由化を促進するという WTO 体制の根本的な目的と緊張関係をもたらす。国際貿易に影響を及ぼす国内規制は WTO 法の文脈でどのように評価すべきだろうか。国際貿易に影響を及ぼす国内規制の適法性は何を基準にして、さらには、どのような範囲で許容されるのだろうか。そこで、WTO 法における国内規制権限の範囲をどのように理解すべきかという問題が浮上する。

本論文は、WTO 法における加盟国の国内規制権限の範囲を考察するために、大きく 3 つの観点から取り組んでいる。第 1 に、ガット、TBT 協定、SPS 協定の文言及び規範構造を確認し、紛争解決機関が展開する解釈に照らして、これら 3 協定の下で加盟国の国内規制権限がどのように取扱われているかを実証することである。特に、紛争解決機関が多様な文脈で用いている貿易の自由化と加盟国の規制権との間における均衡点という概念に注目し、同概念が国内規制権限の範囲を理解するための鍵となることを確認する。第 2 に、紛争解決機関が協定解釈に際して頻繁に活用する協定間の相互参照の手法を実証・評価することである。協定間の相互参照は、ガット、TBT 協定、SPS 協定で確立されるべき均衡点が原則として異ならないとの前提の下で、各協定の解釈を相互補完する形でなされる。協定間の相互参照は、各協定の下で保障される加盟国の国内規制権限の範囲にも影響を及ぼすことから、WTO 法における加盟国の国内規制権限の範囲を

理解するためには、これら 3 協定が相互作用する態様に注目する必要がある。第 3 に、紛争解決機関が国内規制の評価に際して用いる審査基準を明らかにすることである。国内規制についての紛争解決機関の介入の程度に影響を及ぼすことから、審査基準は WTO 法における加盟国の国内規制権限及び政策的な裁量とも密接な関連があるといえる。WTO 法における国内規制権限の範囲を明確にするためには、WTO 法における審査基準がどのように定義され、どのような形で適用されているかを明らかにし、それが加盟国の国内規制権限の保障という観点から適切なものであるかを検討する必要がある。本論文は、以上を総合的に検討し、WTO 法における加盟国の国内規制権限の範囲がどのような形で確立(保障)されているかを確認した上で、その現状を評価するものである。

各章の概要は以下の通りである。

第 2 章から第 4 章までは、ガット、TBT 協定、SPS 協定のそれぞれにおいて、加盟国の国内規制権限と密接な関連を有する関連規定を選別し、関連規定の文言及び規範構造、そして紛争解決機関が展開する解釈に基づき、その法的性質を明らかにする。

第 2 章では、ガットを中心に検討を進める。ガットでは「規則—例外」という構図の下で加盟国の国内規制権限が論じられてきたことを念頭に置き、規則の面と例外の面で加盟国の国内規制権限がどのように取扱われているかを検討する。規則の面からは、内国民待遇を定めるガット 3 条 4 項を中心に、加盟国の規制目的及び政策的な裁量が、国内規制を正当化するための根拠として考慮されるか否かを、事例の発展動向に照らして検討する。他方で、例外の面からは、一般的例外条項を定める 20 条を中心に、紛争解決機関がいかに柔軟性をもって同条を解釈し、加盟国の国内規制権限を意識した解釈基準を導き出しているかを検討する。以上の検討を踏まえて、ガット 3 条 4 項と 20 条の間で確立される、貿易の自由化の目的と加盟国の規制権との間における適切な均衡点のあり方を考察する。

第 3 章では、TBT 協定を中心に検討を進める。TBT 協定は、技術的障害に関する国内措置を規律対象とする。同章では、強制規格の無差別原則を定める 2 条 1 項及び必要性原則を定める 2 条 2 項の規範構造に焦点を当て、紛争解決機関が展開する解釈を中心に、同協定における加盟国の国内規制権限の位置づけを検討する。特に、紛争解決機関が「正当な規制上の区別」という斬新な解釈基準を提示することにより、ガット 20 条のような一般的例外条項が設けられていない TBT 協定の構造的な限界を克服し、ガット 3 条 4 項と 20 条の關係に類似した均衡点を TBT 協定の枠内で確立させていることを確認する。

第 4 章では、SPS 協定を中心に検討を進める。SPS 協定は、衛生植物検疫措置に関する国内

措置を規律対象とする。同章では、加盟国の国内規制権限と密接な関連を有する規定、特に、無差別原則(2条3項及び5条5項)、科学的根拠の原則(2条2項及び5条1項)、必要性原則(5条6項)、暫定的措置(5条7項)の規範構造に焦点を当てて、紛争解決機関が展開する解釈を中心に、同協定における加盟国の国内規制権限の位置づけを考察する。特に、SPS協定はガット及びTBT協定とは違って、科学的根拠という要素に規範的な役割を与えていることを確認し、SPS協定が求める科学的根拠の原則が、貿易の自由化の目的と加盟国の規制権との間における均衡点にどのような影響を与えるかを考察する。

第5章及び第6章では、以上の検討を踏まえて、ガット、TBT協定、SPS協定の相互関係及び相互参照の動向に焦点を当てる。

第5章では、ガット、TBT協定、SPS協定の関係を確認し、これら3協定がWTO法の一部として加盟国に同時にかつ累積的に適用されること、そして紛争解決機関がこれら3協定の一貫したかつ調和的な解釈を強調していることを確認する。他方、これら3協定の関係については、ガット20条の適用可能性がしばしば議論されてきた。本章では、ガット以外の協定違反に対するガット20条の援用可能性を検討する。

第6章では、ガット、TBT協定、SPS協定で定める関連規定が相互作用する態様に注目する。ガット、TBT協定、SPS協定の文言の類似性、これら3協定の一貫したかつ調和的な解釈の必要性、及び貿易の自由化の目的と加盟国が保持する規制権との間における均衡点という概念により、紛争解決機関としては、協定間の相互参照の手法を通じて協定解釈を展開するように方向づけられる。このような協定間の相互参照の動向により、各協定の解釈が相互に類似した形で展開される可能性がある。これは、ガット、TBT協定、SPS協定における関連規定の解釈基準が一方向へと収斂されていく可能性を示唆する。筆者は、そのような現象の具体例として、ガット及びTBT協定がカバーする正当な規制目的の範囲が同一化されていく可能性を検証し、それが加盟国の国内規制権限にどのような影響を及ぼすかを検討する。

第7章では、WTO法における審査基準について検討する。紛争解決機関が用いる審査基準は、加盟国の国内規制権限及び政策的な裁量に多大な影響を及ぼす概念である。紛争解決機関が国内規制を評価する際に用いる審査基準は、*de novo* 審査であってはならず、加盟国の決定及び選択に完全な敬讓(*total deference*)を与えるものであってもならない。むしろ、紛争解決機関の審査権限と加盟国が保持する正当な規制権との間における適切な均衡点を反映するものでなければならない。ただし、紛争解決機関がWTO法を解釈・適用するに際して用いてきた審査基準が一貫しているとはいえない。本章では、紛争解決機関の実行を踏まえて、審査基準の変遷過程を概観し、WTO初期の事例においては、明確な指針が提供されていない中、比較的厳格な審査

基準が適用されていたが、*US-Continued Suspension* 事件の上級委員会の説明をきっかけに、パネルが行すべき審査権限の限界が明確にされ、加盟国の国内規制権限及び政策的な裁量が保障されるような方向へと審査基準が変遷・適用されていることを指摘する。

最後に結論では、以上の検討を総括し、貿易の自由化を促進するという目的と加盟国の正当な規制権を保障するという利益との間において、比較的前者に偏った形で協定解釈が行われていたガット及び WTO 初期の事例に比べて、現在は紛争解決機関が貿易の自由化の目的と加盟国の規制権との間における均衡点を意識した解釈を導き出しており、その結果、そのような均衡点に相応する加盟国の国内規制権限の範囲が確保されていると結論する。本論文の結論を裏づけるために、筆者は、第 1 にガット、TBT 協定、SPS 協定の紛争事例が蓄積されるに伴い、これら 3 協定の規範構造が明確にされ、紛争解決機関が加盟国の国内規制権限を配慮するような形で協定解釈を行う規範的な根拠が確立されていること、第 2 にガット、TBT 協定、SPS 協定の解釈が相互参照の手法を通じて、各協定の文脈で踏襲される解釈基準を相互補完する形で展開されることにより、これら 3 協定の下で加盟国が享受する国内規制権限の範囲が明確さを加えていること、第 3 に紛争解決機関が用いるべき適切な審査基準のあり方が確立されたことにより、紛争解決機関の審査権限の限界が明確にされ、紛争解決機関が加盟国の決定を自らの判断で代替することなく、紛争解決機関の審査権限と加盟国の正当な規制権との間における適切な均衡点を意識して審査を行う規範的な根拠が確立されていること、以上の 3 点に注目する。このようにガット、TBT 協定、SPS 協定の規範構造が明確にされ、適切な解釈基準及び審査基準が確立されたことは、紛争解決機関が貿易の自由化という協定の目的を極端に追求するような、又は加盟国の規制権を極端に受け入れるような解釈を回避する規範的な根拠となる。むしろ、紛争解決機関はこれらの両極の間における均衡点、すなわち、貿易の自由化と加盟国の規制権との間における均衡点に焦点を当てて協定解釈を行うよう方向づけられる。このような法理の発展は、紛争解決機関の恣意が入り込む余地が多く、時として貿易の自由化の目的を選好するような形で協定解釈が行われていた過去の事例に比べて、国内事情を踏まえて行使される加盟国の正当な国内規制権限への配慮を可能にするものであり、評価に値する。ただし、依然として紛争解決機関が提示する解釈基準には法理の具体化が求められる部分がある。本章では、WTO 法における国内規制権限の範囲をより明確にするために法理の補完が必要な点を含め、紛争解決機関が今後の事例において採用すべき望ましいアプローチを提言する。

以上が本論文の要約である。